

2016年9月14日 全13頁

# 法律・制度 Monthly Review 2016.8

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 8月は、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が閣議決定されたこと（24日）、各省庁が平成29年度税制改正要望を公表したこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○8月の法律・制度レポート一覧	.....	2
○8月の法律・制度に関する主な出来事	.....	2
○9月以後の法律・制度の施行スケジュール	.....	4
○今月のトピック		
日証協によるアナリストの取材等に関するガイドライン案	.....	6
○レポート要約集	.....	11
○8月の新聞・雑誌記事・TV等	.....	13
○8月のウェブ掲載コンテンツ	.....	13

## ◇8月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
3日	株主総会プロセスの電子化促進報告書	横山 淳	会社法	17
12日	法律・制度 Monthly Review 2016.7 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	15
15日	リサーチ費用のアンバンドリング、CSAの流用可？ ～【MiFID II】ブローカー手数料の範囲内での リサーチ購入の是非（欧州）～	鈴木 利光	金融制度	8
23日	日証協による アナリストの取材等に関するガイドライン案	横山 淳	金融商品 取引法	18

## ◇8月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇証券取引等監視委員会、金融商品取引法上の内部者取引（情報伝達規制違反）の疑いで、上場会社の元取締役1名を刑事告発。情報伝達規制違反については初の刑事告発となる。</p> <p>◇日本公認会計士協会（JICPA）、法規委員会研究報告第1号「公認会計士等の法的責任について」の改正を公表。</p>
2日	<p>◇自由民主党及び公明党、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」を公表。消費税率10%への引上げ時期を平成31年10月1日に延期することに伴い、軽減税率制度の導入時期等、各施策を見直す内容。</p> <p>◇国税庁、租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の一部改正通達（7月29日付）を公表。空き家に係る譲渡所得の特別控除に関する取扱いを定める。</p> <p>◇国税庁、「資産課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正通達（6月16日付）を公表。平成28年度改正対応。</p>
3日	<p>◇東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人、上場会社向け通知「インサイダー取引規制（情報伝達・取引推奨行為に対する規制）の違反事例の発生を受けたお願い」（8月2日付）を公表。</p> <p>◇JICPA、公会計委員会研究報告第21号「監査基準委員会報告書800及び805を公的部門に適用する場合の論点整理」を公表。</p> <p>◇米国財務会計基準審議会（FASB）、非営利企業の連結に関する基準案を公表（コメント期限は10月3日まで）。</p>
4日	<p>◇JICPA、「業種別委員会実務指針第23号『投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査』の改正について」を公表。</p>
5日	<p>◇日本取引所グループ（JPX）、東京証券取引所及び日本経済新聞社、「JPX日経インデックス400の算出要領の改定について」を公表。定性スコア算定項目のうち「独立した社外取締役の選任」について、判定基準を変更し、原則として取締役の総数の3分の1以上又は3人以上とする等の改定。</p> <p>◇証券監督者国際機構（IOSCO）、市中協議報告書「社債市場の流動性に係る調査」を公表（コメント期限は9月30日まで）。</p>
8日	<p>◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を一部改正（適用は2017年4月1</p>

8日	日から)。
11日	◇FASB、財務報告の概念フレームワークに関する公開草案を公表(コメント期限は11月9日まで)。
12日	◇金融庁、「『平成28年度金融庁政策評価実施計画』の策定について」を公表し意見募集(募集期限は9月12日まで)。 ◇金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」等を一部改正。 ◇金融庁、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制について、告示案を公表(意見募集は8月18日まで)。同規制について日本及び外国の規制が重複して適用される場合の同等性評価の適用に関する枠組みを規定する内容。 ◇企業会計基準委員会(ASBJ)、中期運営方針を公表。今後3年間の日本基準の開発及び国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を示す。 ◇バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)、「開示要件(第3の柱)の改訂へのよくある質問(FAQ)」を公表。
16日	◇金融安定理事会(FSB)、市中協議文書「清算機関の破綻処理計画に関する主要な論点(ディスカッション・ノート)」を公表(コメント期限は10月17日まで)。 ◇FSB、バーゼル委、BIS決済・市場インフラ委員会(CPMI)及びIOSCO、CCP作業計画にかかる進捗報告書を公表。 ◇CPMI及びIOSCO、報告書「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング(デリバティブCCP10先の金融リスク管理及び再建実務に関するレベル3評価報告書)」を公表(コメント期限は10月18日まで)。 ◇CPMI及びIOSCO、市中協議報告書「清算機関の強靱性及び再建(FMI原則に関する追加ガイダンス)」を公表(コメント期限は10月18日まで)。
17日	◇国際監査・保証基準審議会(IAASB)、統合報告ワーキング・グループの討議資料「現状の外部報告に対する信頼及び信用の支援:保証業務に対する10の重要課題」を公表(コメント期限は12月15日まで)。 ◇米国公認会計士協会(AICPA)、ピアレビューの実施及び報告に関するAICPA基準の変更案を公表(コメント期限は9月30日まで)。
18日	◇FSB、「グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)の秩序ある破綻処理の支援に必要な一時的資金調達に係るガイダンス」、「破綻処理時の業務継続の支援に向けた取極めに係るガイダンス」及び「破綻処理可能性を通じた強靱性(G20への破綻処理に関する第5次進捗状況報告書)」を公表。 ◇IOSCO、市中協議文書「投資ファンドの終了に関するグッドプラクティス」を公表(コメント期限は10月17日まで)。 ◇CPMI及びIOSCO、市中協議報告書「固有商品識別子の調和—第2回—」を公表(コメント期限は9月30日まで)。 ◇FASB、非営利企業の財務諸表に関する新ガイダンスを公表。 ◇米国公開会社会計監督委員会(PCAOB)、「ブローカー・ディーラーの監査に係る中間検査プログラムに関する年次報告書」を公表。
19日	◇金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正(原則として同日施行)。譲渡制限付株式(いわゆるリストラクテッド・ストック)について、有価証券届出書において「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする等の内容。
23日	◇日本証券業協会(日証協)、パンフレット「マイナンバー(個人番号) 法人番号提供のお願い」を公表。
24日	◇「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が閣議決定される。 ◇日証協の「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グル

24日	<p>ープ」、報告書「社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約について」を公表。</p> <p>◇金融庁、「金融モニタリング有識者会議」の第1回会合を開催。</p> <p>◇経済産業省、「持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会」の第1回会合を開催。座長は伊藤邦雄・一橋大学大学院商学研究科特任教授。</p>
25日	<p>◇パナマ共和国との租税情報交換協定が署名される（未発効）。両国の税務当局間で、非居住者に係る金融口座の自動的情報交換（CRS）に必要な情報を含む情報の交換が可能となる。</p> <p>◇IOSCO、「集団投資スキーム（CIS）の手数料と費用に関するグッドプラクティス」を公表。</p> <p>◇米国証券取引委員会（SEC）、投資顧問会社が報告する情報の拡充のための規則を採択。借入金やデリバティブの使用や、各支店の稼働状況、ソーシャルメディアの利用などの情報の提供が求められる。</p>
26日	<p>◇証券取引等監視委員会、「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」を公表。</p> <p>◇FSB、「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第11次進捗状況報告書」及び「店頭デリバティブの取引報告及び取引データへの当局のアクセスに関する法的障害の除去計画報告書」を公表。</p> <p>◇FASB、「キャッシュ・フロー計算書」のアップデートを公表。</p>
30日	<p>◇JPX、分散型台帳技術（ブロック・チェーン）に関するJPXワーキング・ペーパー「金融市場インフラに対する分散型台帳技術の適用可能性について」を公表。</p>
31日	<p>◇各省庁、平成29年度税制改正要望を公表。金融庁は、「積立NISA」の創設（年間投資上限額60万円・非課税期間20年間）、現行のNISA制度の恒久化、デリバティブ取引・預貯金等の損益通算、上場株式等の相続税評価の見直し等を要望。</p> <p>◇金融庁、「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令」等を一部改正（適用は9月1日から）。中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の施行・適用に際し、第一種金融商品取引業者の自己資本規制比率の算出について、当初証拠金を受け入れた場合は自己資本額の控除対象から除外し、差し入れた場合はリスク相当額の計算対象から除外する旨の措置等を定める内容。</p> <p>◇金融庁、「自己資本比率規制に関するQ&amp;A」を追加。中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の施行・適用に際し、差入れ担保の取扱いを追加。</p> <p>◇日証協、「証券会社における特定口座数が2000万口座を突破しました！」を公表。6月30日時点の特定口座数は2,065万8,509口座（うち、源泉徴収ありの口座数は1,899万9,290口座）。</p>

### ◇9月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	9月1日	◇非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制について、段階的実施が開始。変動証拠金は2017年3月1日、当初証拠金は2020年9月1日にかけてそれぞれ段階的に実施される。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。 ◇「商業登記規則」等の一部改正省令が施行。
	12月31日	◇同日時点の財産債務調書から、マイナンバーを記入。

2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇個人型の確定拠出年金について、公務員・専業主婦（主夫）・企業年金加入者等の加入が可能となる。
	1月	◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	2月27日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。（注） ◇年金生活者支援給付金の支給開始。（注）
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	1月1日	◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ（予定）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ（予定）。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入（予定）。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）（予定）。 ◇地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ（予定）。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ（予定）。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる（予定）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ（予定）。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始（予定）。

※原則として、8月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。但し、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」（8月24日閣議決定）で見直し予定とされているものは太字で記載。（注）の記載事項は、消費税率の引上げ時期の延期に伴い、施行時期や内容が見直される可能性がある点に留意。

## ◇今月のトピック

## 日証協によるアナリストの取材等に関するガイドライン案

2016年8月23日 横山 淳

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160823\\_011178.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160823_011178.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

※以下、「ガイドライン（案）」とは、日本証券業協会「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン（案）」（平成28年7月21日）をいう。

図表1 「ガイドライン（案）」のポイント（全体像）

取材等（注1） ⇒(2)	①未公表の決算期の業績に関する情報の取材等（注2）は例外を除き行わない（注3） ②未公表の決算期の業績以外に関する定量的な情報のうち業績が容易に推測できることとなるものは取材等を行わない ③上記①、②以外の情報に関する取材は行ってもよい	
未公表情報の管理 ⇒(3)	未公表の決算期の業績に関する情報を取得してしまった場合（注4）、調査部門の審査担当者又は管理部門に報告する（注5）	
未公表情報の伝達	アナリスト・レポートによる伝達 ⇒(4)①	未公表情報のうち公開・公知となっていないもの又は未公表情報を基にした個別企業の分析、評価等を記載したアナリスト・レポートを公表等する場合は、「アナリスト・レポート規則」及び「規則の考え方」に示す取り扱いをしなければならない
	アナリスト・レポート以外の方法による伝達 ⇒(4)②	◇重要情報に該当する情報は、特定の投資者等に選択的に伝達してはならない ◇未公表の決算期の業績に関する情報は、それがたとえ重要情報に該当しないものであっても、特定の投資者等に選択的に伝達してはならない ◇必ずしも重要情報でない情報であっても、投資判断に影響を与えるおそれがあると考えられる情報は、投資者に選択的に伝達することは認められない
	（類型的考え方） ⇒(5)	①アナリスト・レポートの背景となる事実を補足説明する行為 ②アナリスト・レポートの詳細分析（補足説明）を伝達する行為 ③アナリスト・レポートに記載のない長期の分析、評価等を伝達する行為 ④アナリスト・レポートにおけるレーティング等の設定期間よりも短期の分析、評価等を伝達する行為 ⑤アナリスト・レポートに記載のない発行体の未公表情報を伝達する行為 ⑥発行体の情報に対する分析、評価等であり、アナリスト・レポートの分析、評価等と異なる内容を伝達する行為

（注1）発行体からの送付や、いわゆる「ラージミーティング」などに出席するなどの情報取得は制限しない（ただし、情報管理を行うこと、及び伝達に関する制限の対象）。

（注2）投資家と同行する取材を含む。

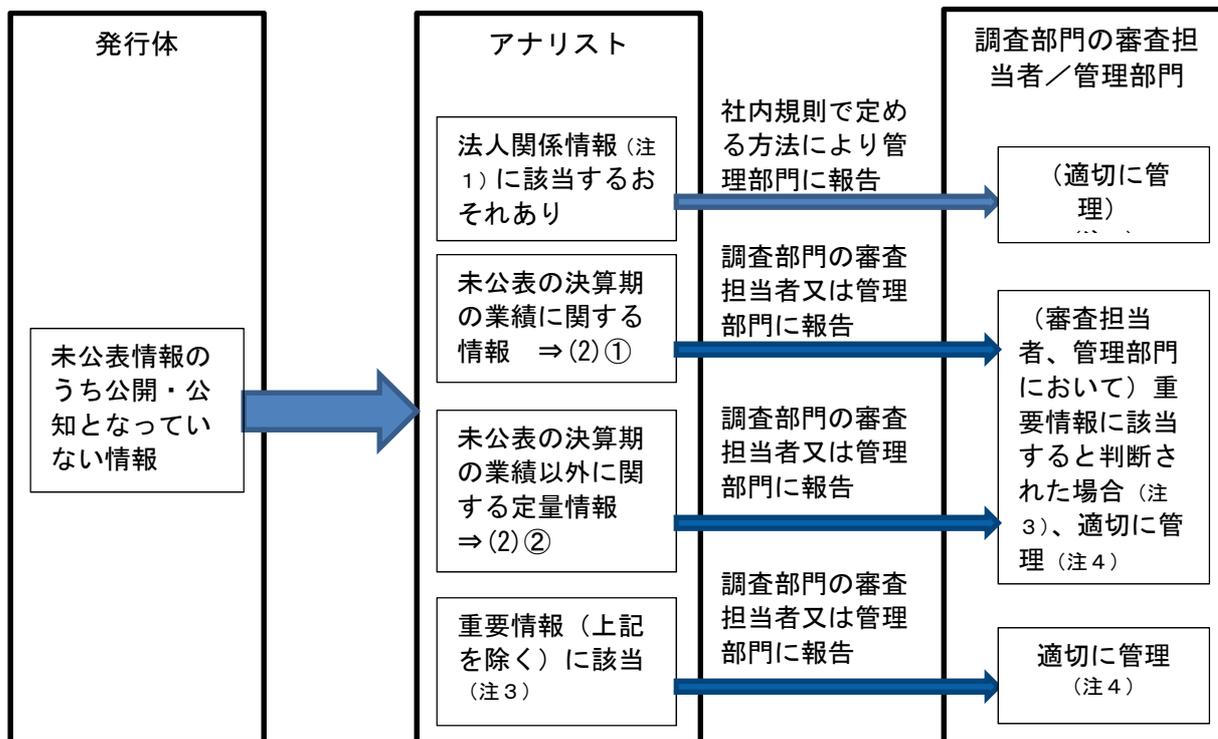
(注3) 公表又は公開・公知となった情報は、その内訳を含め取材等を行うことができる。

(注4) 意図せず取得したものを含む。

(注5) 当該情報が重要情報に該当する場合は、従前どおり、適正に管理する。

(出所)「ガイドライン(案)」、日本証券業協会「協会のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン(概要)」(以下、「概要」。)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 発行体から取得した未公表情報の管理の考え方(イメージ)



(注1) 法人関係情報とは、次の(a)及び(b)を意味する(金融商品取引業等に関する内閣府令1条14号)。金融商品取引業者には、法人関係情報を提供して勧誘する行為の禁止(金融商品取引業等に関する内閣府令117条1項14号)法人関係情報の管理(同123条1項5号)などの規制が、法令上、課されている。

(a) 上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるものに係る公表されていない情報

(b) 公開買付け、これに準ずる株券等の買集め及び公開買付けの実施又は中止の決定に係る公表されていない情報

(注2)「ガイドライン(案)」上は明記されていないが、法令上、法人関係情報に関する管理等のために必要かつ適切な措置を講じることが要求されている(金融商品取引業等に関する内閣府令123条1項5号)。

(注3)アナリスト又はアナリストからの報告を受けた調査部門の審査担当者は、重要情報に該当するか否かの判断に迷う場合は、管理部門に照会を行う(「ガイドライン(案)」p.6)。なお、アナリストが「取材等により取得した情報が未公表の決算期の業績に結び付く(業績を容易に推測できる)情報又はその他の法人関係情報(資金調達、業務提携等)等管理すべき重要情報に該当するか否かの判断に迷う場合は、調査部門の審査担当者又は管理部門に報告しなければならない」ともされている(「ガイドライン(案)」p.5)。

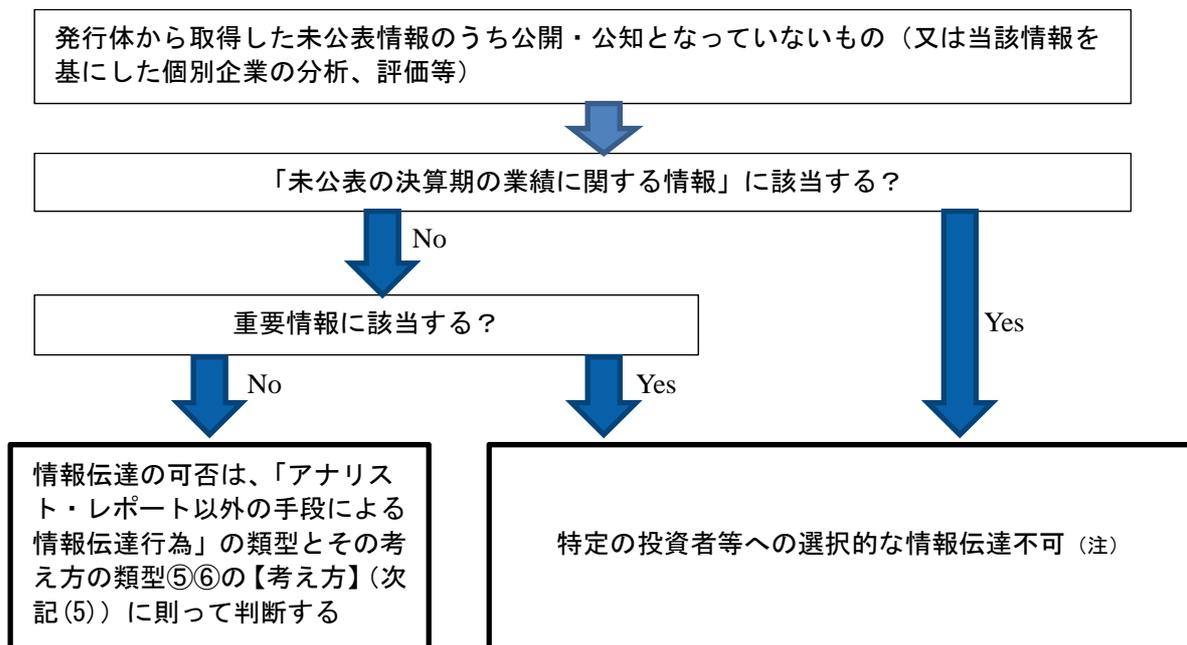
(注4)重要情報の管理について、「規則の考え方」では、次のような方法で管理する必要があるとしている。

(イ)重要情報に係る資料について、物理的に他の部門から隔離する又は施錠可能なキャビネットに収納する等の方法により管理する。

(ロ)コンピュータ上において管理・保存されている重要情報について、他の部門の者に対しアクセス制限をかける。

(出所)「ガイドライン(案)」、「概要」などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

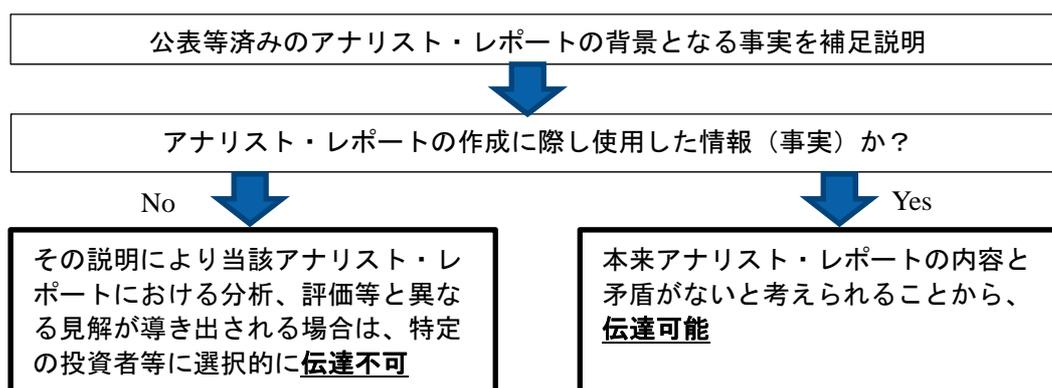
図表3 未公表情報をアナリスト・レポート以外の手段により伝達する場合



（注）発行体から取得した未公表情報のうち公開・公知となっていないものが、重要情報に該当する場合は、社内規則で定められた場合に限り、所定の手順に則って自社の役職員にその情報を伝達することができる（「ガイドライン（案）」p. 8）。

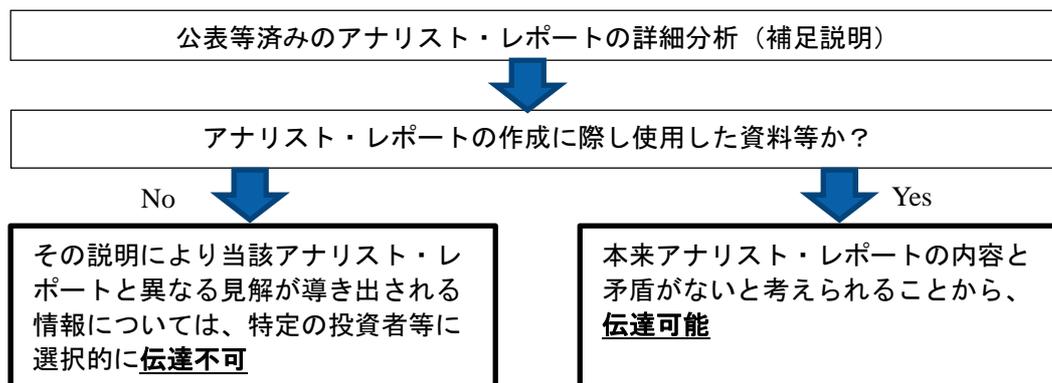
なお、アナリスト・レポートの公表等による伝達は、引用元レポートの2. (4)①参照。  
（出所）「ガイドライン（案）」、「概要」などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 公表等済みのアナリスト・レポートの背景となる事実を補足説明する行為



（出所）「ガイドライン（案）」、「概要」などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 公表等済みのアナリスト・レポートの詳細分析（補足説明）を伝達する行為



（出所）「ガイドライン（案）」、「概要」などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 公表等済みのアナリスト・レポートに記載のない発行体の未公表情報の伝達行為

情報	選択的伝達の可否	備考
業績に関する定量情報・定性情報	不可	「重要情報」に該当するおそれが高く、公表等済みのアナリスト・レポートの内容の変更を示唆する可能性が高い
業績以外に関する定量情報で、投資者等に業績の進捗や着地見通しを示唆する内容	不可	公表等済みのアナリスト・レポートの内容の変更を示唆する可能性が高い
(a)～(c)をすべて満たす内容の情報（注） (a) 業績の進捗や着地見通しを示唆する内容を含まない (b) 公表等済みアナリスト・レポートで示した分析、評価に影響を与えない (c) 新たなアナリスト・レポートを公表等する必要がない	可能	適切な社内管理体制のもとで行う 伝達する相手方すべてに対して同じ内容の情報を伝達すべき

（注）そもそも「重要情報」に該当すれば、伝達不可。

（出所）「ガイドライン（案）」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

**図表7 発行体の情報に対する分析、評価等であり、公表等済みのアナリスト・レポートの分析、評価等と異なる内容の伝達行為**

情報	選択的伝達の可否	備考
業績に関する定量情報・定性情報に対する分析、評価等	不可	「重要情報」に該当するおそれが高い
業績以外に関する定量情報に対する分析、評価等で、投資者等に業績の進捗や着地見通しを示唆する内容	不可	「重要情報」に該当するおそれが高い 情報の伝達はアナリスト・レポートの公表等により行う（注）
突発的な事象の発生等で公開・公知となっているもので、公表等済みのアナリスト・レポートの分析、評価等と異なる発行体の情報について、アナリストの分析、評価等を含まない事実の説明	可能	伝達する相手方すべてに対して同じ内容の情報を伝達すべき

（注）アナリスト・レポートの公表等については、「アナリスト・レポート規則」、「規則の考え方」のほか、「ガイドライン（案）」にも別途記載がある（引用元レポートの2. (4) ①参照）。

（出所）「ガイドライン（案）」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【3日】

#### 株主総会プロセスの電子化促進報告書

2016年4月21日、経済産業省が設置した「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」は、提言及び報告書を取りまとめ、公表した。

この中で、個別の株主の承諾なしに、株主総会に関する情報を原則、電子提供（Web 開示）することができて、書面の交付は必要最低限の情報（開催日時、議題、詳細な情報が掲載された Web サイトのアドレス、議決権行使書面など）のみとする「新たな電子提供制度」を整備することを提言している。

ただ、「新たな電子提供制度」の利用手続き（株主総会決議の要否）や、書面での交付を希望する株主への対応（書面交付請求）などは両論併記となっており、結論にはいたっていない。

その他にも、早期（発送前）Web 開示の促進、議決権行使プロセス全体の電子化促進、株主総会関連日程の適切な設定（例えば、3月決算会社の定時株主総会の7月開催など）なども提言されている。

「新たな電子提供制度」については、今後、会社法の見直しも視野に、前向きに検討が進められることが期待されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20160803\\_011133.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20160803_011133.html)

### 【12日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2016.7

##### ～法律・制度の新しい動き～

7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

7月は、国民年金の納付猶予制度の対象者が拡大されたこと（1日）、国際会計基準（IFRS）に基づく四半期連結財務諸表の開示例の改訂版が公表されたこと（8日）、民法（相続関係）等の改正の中間試案が公表されたこと（12日）、日本証券業協会がアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン案を公表したこと（21日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160812\\_011154.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160812_011154.html)

## 【15日】

### リサーチ費用のアンバンドリング、CSAの流用可？

#### ～【MiFID II】ブローカー手数料の範囲内でのリサーチ購入の是非（欧州）～

目下、欧州の金融市場では、MiFID IIの掲げる「投資家保護の強化」の一環として、リサーチ費用のアンバンドリング（分離明確化）が大きな関心事となっている。

MiFID IIは、顧客との間の利益相反を防止すべく、投資会社による第三者のリサーチの購入を原則として禁止している。

もともと、MiFID IIの細則を策定する欧州委員会（EC）は、①投資会社の自己負担による購入、又は②投資会社の管理する独立の“research payment account”を通じた購入の場合に限り、これを認める旨提案している（EC法案）。

上記②は、現在の慣行にならって顧客から預かる運用手数料に基づくリサーチの購入が可能である点は明確であるものの、ここ数年来欧米で普及しつつあるCSA（Commission Sharing Agreement）との親和性の有無が論点となっている。

EC法案によれば、ブローカー手数料の範囲内でのリサーチの購入を前提としている現行のCSAであっても、“research payment account”の資金調達に流用することは可能である。

なお、MiFID IIはEUを拠点とする投資会社・ブローカーを対象とする規制であることから、欧州におけるリサーチ費用のアンバンドリングの規定が日本の投資会社・ブローカーに直接関係するケースは少ないものと思われる。

しかし、欧州、とりわけ英国における議論は、ゆくゆくはグローバル・スタンダードに影響を与える傾向があり、日本でも同様の議論が推し進められることになる可能性はあろう。

現に、「伊藤レポート」（2014年8月）では、リサーチ費用のアンバンドリングについて、「セルサイド・アナリストの企業評価能力の向上や短期志向化の改善に向けて、欧米で広がっているCSA（中略）も検討に値しよう」と言及している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160815\\_011158.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160815_011158.html)

## 【23日】

### 日証協によるアナリストの取材等に関するガイドライン案

2016年7月21日、日本証券業協会は、「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン（案）」を公表した。

これは、昨今のいわゆる早耳情報と呼ばれるプラクティスや、金融商品取引業者の処分事例などを受けて、アナリストによる発行会社への取材や、アナリスト・レポート以外の手段による情報伝達のあり方などについての考え方をガイドラインの形でとりまとめたものである。

具体的には、①未公表の決算期の業績に関する情報の取材等は例外を除き行わない（発行体への取材等）、②未公表の決算期の業績に関する情報を取得してしまった場合、調査部門の審査担当者又は管理部門に報告する（情報の管理）、③取得した未公表の決算期の業績に関する情報は、特定の投資者等に選択的に伝達しない（アナリスト・レポート以外の方法による伝達）などが盛り込まれている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160823\\_011178.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160823_011178.html)

## ◇8月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
静岡新聞等 (8月8日付夕刊11面)	国家公務員の配偶者手当の見直し についてコメント	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (8月14日付1面)	確定拠出年金の税制についてコメント	是枝 俊悟
Bloomberg (8月19日配信記事)	配偶者控除の見直しについてコメント	是枝 俊悟
Bloomberg (8月22日配信記事)	FinTechについてコメント	横山 淳
Financial Adviser (9月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.18— 平成28年度税制改正における 納税手続きの改正	小林 章子

## ◇8月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
8月2日 掲載	コラム：「ファンド向けエクイティ出資」と「SA-CCR」 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20160802_011115.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20160802_011115.html</a>	鈴木 利光
8月17日 掲載	コラム：監査報告書の拡充（長文化） <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20160817_011160.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20160817_011160.html</a>	吉井 一洋